

第二十四回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十一年二月十四日(火曜日)午後
零時十一分開会

委員の異動

二月九日委員佐藤清一郎君辞任につ
き、その補欠として高橋進太郎君を議
長において指名した。
二月十三日委員藤原道子君辞任につ
き、その補欠として上條愛一君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛 壽治君
理事 高野 一夫君
山下 義信君
常岡 一郎君

委員

神原 亨君
深川タマエ君
上條 愛一君
相馬 助治君
竹中 勝男君
山本 経勝君
田村 文吉君
長谷部ひろ君

國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

政府委員

労働省労働局長 中西 實君
労働省労働基準局長 富樫 總一君
労働省職業安定局長 江下 孝君
事務局側 常任委員 多田 仁巳君
会専門員

説明員

調達庁労働企画課長 坂本 實君
労働省労働同政課長 大野雄二郎君

本日の会議に付した案件

○労働情勢に関する調査の件
(利川紡織株式会社社の労働問題に關する件)
(駐留軍労働者の労働問題に關する件)
(炭坑災害対策に關する件)

○委員長(重盛壽治君) それではただいまから社会労働委員会を開会をいたします。
本日は労働情勢に關する調査を議題といたします。

○上條愛一君 私から利川紡織の労使關係に關する調査を議題として取り上げていただきますが、たゞいま上條委員長から言われました利川紡織の労使關係に關する問題をこの際、議題とするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。

○上條愛一君 私から利川紡織の労使關係について、きわめて概略の経過を御報告申し上げまして、後にきわめて簡単に御質問申し上げたいと思ひます。事業場は名古屋の中川区にありま

す。名前は利川紡織株式会社という会社であります。社長、副社長と重役四名がおりますが、そのうち一人が

日本人で、あとはみな韓国人の人々であります。綿織機を三百四十九台持つておりまして、綿布の賃織りを主要な業務としておりました。従業員は百四十名ありまして、うち百二十名というものが婦人労働者であります。

ここに本年の一月十日に利川紡織労働組合という労働組合を結成いたしました。翌日の十一日の午前には工場在勤の重役に組合結成のことを報告したところ、承認を得たわけでありました。ところが午後六時ごろに突如利川副社長のとほでできない、組合を解散しなければならぬと工場閉鎖をするという通告で、直ちに工場閉鎖をせよと閉鎖を断行してしまつた、こういうのであります。

その後、工場閉鎖をしておきまして、一月の二十七日になりました。全員解雇の告示をなして、通達を個々に書面であつた、こういう経過であります。それで組合側といたしましては、百四十名のうち百二十九名が組合に入つたわけでありまして、一月十二日に団交を申し入れて、団交いたしましたけれども、何らの結論を得なかつたので、直ちに地方労働委員会にあつての申請をいたしましたわけでありました。

で、引き続いて一月の十六日に地方労働委員会に申し立て、不当労働行為の救済申請をいたしました。目下地方労働委員会においてこの問題の審議中であるわけでありまして、

いということとは、利川紡織は、社長の利川秀吉氏は利川紡織だけではありまして、そのほかに利川工業株式会社がこの利川工業株式会社にありまして、昭和二十八年度の四月に今回同様、労働組合が結成されたのに対して、利川社長は、組合を解散しろ、さもなくば工場閉鎖をするということ

で威嚇をいたしました。この威嚇のために組合を脱退する者もできて参りました。ついに五月四日に五十名ほど残つた、あとの三十名がいつに解雇になった、こういう事件が起きておるのであります。今回は第二回目であるのであります。それで労働省の当局に對しての御質問は、すでにこの事件は地方労働委員会に申請が行われて審議中でありまして、不当労働行為の問題については、いづれ審査の結果、結論が出されると思ひます。ただ、私の重要な点と考へまする点は、この前に一回同様なことがありまして、労働組合を作つたということだけで工場閉鎖をする威嚇して、三十名の解雇を断行しておるわけでありまして、今回は二回目であつて、しかも私の観測するところによれば、これが韓国人であるという一つの特殊な経営者の立場を持つておるわけでありまして、想像するところによれば、日本における労働組合法などの内容をよく理解しておらない点があるのではないかと、そういう点について労働省当局としては十分、昭和二十八年度のときのような事件が

起つたときに、すでに社長その他重役に對して、日本には労働組合法があつて、そのような処置は不当であるといふことをよく理解せしめて、どうしてその説明、納得をせしめて、理解して労働組合法の適法な処置をとらないといふことであらば、そのときに何らかの警告なり処置をとるべきであつた、こう考へるわけでありまして、そこで今回の事件にいたしまして、韓国人であつて日本の労働組合法その他の法律を輕視する、もしくは無視するといふ態度をとられておると考へるのであります。こういう態度に對して、どのような処置をおとりになつたか、また、おとりにならうとしておるか、その点をお伺ひしたいのであります。

○説明員(大野雄二郎君) この問題は、まだ十分調査いたしておきませんので、十分調査の上、しかるべく善処いたしたいと考へます。

○上條愛一君 まだ調査をしていないといふのでありますが、すでに一月十日に組合が結成せられて、そして一月二十七日には全員解雇をされておる。地方委員会にもこれを提訴しておる。これは労働者にとりましては生活問題であります。そういう重要な問題が、ほど遠からぬ名古屋に起つておるのに對して、一月以上経過しておる今日において、いまだ労働省に對して報告も来ない、調査もないといふようなことは、これは非常に労働省当局としても怠慢な処置であると思ひますが、そのよ

うな日時を要するものであります。

○説明員(大野雄二郎君) この事件は、事件が起りましてから二日後に、愛知県地方労働委員会にあつせん申請が行われ、さらに数日後、不当労働行為の申し立てが行われております。従いまして通常の事件でございますれば、さうな労働委員会に係属したような事件につきましては、労働省といたしましては、労働委員会の公正かつ迅速な判断に待つのが原則でございます。

ただお聞きいたしましたような二回目の問題であるという、韓国人であるというふうな特殊な問題につきましては、実は本月初めて伺つたような次第であります。従いまして、さうな特殊な問題がございまして、それに相応して特に調査して善処いたしたいと思ふ次第でございます。

○上條愛一君 それからもう一つ伺ひたいのは、去る一月の二十七日に全員を解雇するときに、重役も含めて職員まで、重役も事務員も全部解雇を申し渡したのでありますが、しかし重役まで解雇してしまふということになり、守衛や小使まで解雇してしまふということになれば、あとの工場管理が不可能ではないかということになりまして、そのときは重役と事務員、職員だけは解雇せずにそのまま残るという処置がとられたものであります。その後二月の十日でありますか、重役も職員も全部解雇するといふ再び通達があつた。それでその重役のうちの韓国人の秋山という重役が、自分たちも解雇されるに至つたのは労働者が労働組合を作つたからだといふので、十一日かの夜組合長と今澤という執行委員二人を秋山重役がなぐつた。それでその

ために組合長は顔面及び頭部に十日間の重傷を負ひ、今澤執行委員は三日間の負傷をしたという事件が起つておりますが、この報告は労働省に参つておりましようか。

○説明員(大野雄二郎君) まだ参つておりません。確かめてみたいと思ひます。

○上條愛一君 それではなお私の希望するところは、労働省としてすみやかにこの実情を調査の上で、このような第三国人が日本の国法を軽視しもしくは無視するといふような態度を黙認しておるといふことになれば、これは他に影響するところ大であると思ひます。このことはむろん地方労働委員会に提訴して審判中でありますので、労働省としてその結果を待つということは、これは当然なことだと思ひます。その地方労働委員会だけにまかしておかずに、やっぱり労働省自体としても労政事務所も存在しておることであるので、すみやかに調査の上です、このような問題に対しては、もし韓国人なるがゆえに日本の労働組合法その他の関係法をよく理解しておらないといふことでありますれば、労働省としては十分に理解させて、なお説得してもさういふ国法無視の態度を持続するといふことであれば、何らかの反省あるいは改める態度をとらせるような努力を払ふということが望ましいことだと考えますので、すみやかにそのような御処置を願ひたいといふことをお願い申し上げます。

それから第二番目には、この利川紡織会社においては労働基準法の違反が今日までずっと継続せられておるといふことであります。たとえて申しま

すれば、労働時間のごときも午前三時から午後の十二時まで二交代で約十時間の労働をさせております。百四十名のうち百二十名が婦人労働者でありまして、これは年少婦人の人々もこの労働に従事しておるわけでございます。このようなことはこれは明らかに労働基準法の違反としても特異の違反だとわれわれは考えます。しかも八時

間をこえての早出残業に対する労基法による手当なども支給しておらぬといふことであります。それから人員整理をする場合でも、解雇といふことをせずして、人員整理の場合には六割の手当だけを出して遣はしておき、自然にやめるのを待つて解雇手当などを出したり、平手手当を出したりすることを免れて、きわめて悪らつた手段を従来とも講じつゝあるといふことであります。これらについて労働基準局長は十分なる調査を今日までされておりますかどうか伺ひたい。

○政府委員(富樫總一君) ただいまお話しございましたことはほぼ同様の事実をもちまして本月四日に関係組合より愛知基準局長に申告がございまして、本省にも連絡がございました。会社の閉鎖その他に関連する事態また申告の内容が仰せのようにより年少者の深夜業といふような労働基準法の違反関係の中ではきわめて重要な事実を含んでおりますので、特に慎重なる調査監督を実施するよう指示し、その後電話連絡によりまして、おそろくきょう中ぐらゐに相当の結果に関する報告が来ることを期待しているような事情でございます。

○上條愛一君 事件発生後にさういふ措置をとられ、調査をされておるといふことは了承いたしますが、このよう

な悪らつた労働基準法違反が過去において長い間行われておつたにかかわらず、名古屋の基準局がありながら、このような問題を今日まで放置しておつたといふことはどういふわけですか。

○政府委員(富樫總一君) 十分なる事情はさらに調査しなければわかりませんが、私のもとに参つた報告によりまして、過去におきましてもしかし八回か九回監督を実施いたしてあります。そのつどそれぞれ違反を発見し、それにつきましてそれぞれ請書等を取り、そして再監督を実施したといふような報告があります。ただ遺憾ながらその他の方面の監督等のため、最近におきましての監督の手が及んでおらないといふことは事実であります。今後十分に注意いたしたいと思ひます。

○上條愛一君 過去においてすでにいろいろことを知つて、八回も九回も監督をしておるにもかかわらず、その監督に依りまして、依然としてさういふ午前三時から夜の十二時までといふような深夜業をやつておるにかかわらず、何らかのことは……禁止の措置をとれなかつたといふことは、これはどういふ理由ですか。

○政府委員(富樫總一君) 私のところの手に参りました過去のたゞいま申しました報告によりますれば、先ほど申し上げましたように、そのつどそれぞれは正の請書を取り、そして一、二カ月後の再監督の際には是正されておつたといふような報告であつたわけでございます。

○上條愛一君 これは基準局長に申し上げておきたいことは、今日まで労働基準監督官が知らなんだといふならば、これもまあ人員不足の折から了承もできますが、すでにさういふ悪らつた基準法違反を知つて、従つて幾たびか監督をしつゝなおこれは改めさせることができないといふことであれば、日本の法の權威がいずこにありやといふことを疑わざるを得ないと思ひます。

ことにわれわれの注意を喚起したいのは、労働基準監督官が、数年来私どもが叫んでおりますが、ほんとうに法を守るといふ厳正な立場に立つての態度をとつておらぬ。特に今回のこの事件が起きましたときにおいて、重役が基準監督官へ行つて首を切りたいと思ふがどうしたら切れるかといふことを相談したのに対して、三十日の予告手当を出せば首を切り得るというふうなことをやはり答えておるといふうなことも生じておるわけですね。そのような労働基準監督官たるものは、明らかにこれは不当労働行為であることは明白である、そのようなことに對してサゼスチョンを与えて、これを容易にし得るようなことをとつたといふことが真実でありますれば、そのようなことであればわれわれは労働基準法が存在しておつても、労働者は安んじて労働に従事することができないと思ふ。

私の最後に基準局長に申し上げて処置を願ひたい問題は、このような基準法違反は他の微々たる違反とは形を異にしておる。ことにこの利川紡織といふものが利潤のない非常な困つていといふような会社であれば、多少の了承の余地がありますが、すでに新聞に発表されておるところによりまして

ば、数億円の利益を上げておるとまで言われておる会社であります。そのような会社において婦人労働者をこのように押取しておるという事実が長く続いているのかかわらず、何らの処置が取られないというようなことは、これはもう全くの法治国じゃないと思う。でありますから、私は今調査中であると言われるのでありますが、調査が明らかになりましたときにおいては、これは厳然たる処置をとっていただきたい。ことに日本の法治国として、韓国人もしくは第三国人に対してはきわめて寛大な処置をとられている傾向が強いと思ひます。でありますから、今回の処置に対してはいずれ地方労働委員会の裁決によって明らかになるとは思ひますが、それとあわせて労働省基準局としてこの問題についてはすみやかに適切な処置をとっていただきたいというのを希望申し上げておきます。

○山下義信君 本件につきましては、今上條委員が指摘せられましたように非常に重大なる事案であると考えられますので、委員会にお諮り下さいまして、委員会としてこの実情を調査するというにいたしたいと思ひます。お諮りを願ひたいと思ひます。

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

○委員(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。午後二時三十分休憩

合から種々の申し入れがありまして、軍と折衝が行われておるといふ事実も報告がきております。さらに本年一月二十日ただいまおっしゃいましたように、駐留軍労働者、とりわけ調達庁で雇用を出しておられます間接雇用の者十八名が出勤停止となりました。その中で前に調査を受けました九名のうちの七名が含まれておるといふ状態です。なおその他に四名、直接雇用の者四名はやはり一月二十日付で即時解雇になったという情報を受け取っております。その後この事案につきまして軍側と種々連絡し、話し合いが行われておるといふ点について県から報告をいただいております。

○山本経勝君 その調査の内容はどういうものであったか。これはちよつとお願ひを申し上げておきたいが、私の方からみんな申し上げると、これは非常に時間を食うと思うのです。ですから調査の内容等について報告があつておりますなればその点は省略してもいいのですが、これは非常に重要な問題になつて参りますから、もし内容について調達庁が御承知になつておらないとすれば、ここに詳細に申し上げておく必要があると思ふ。その点は……。

○説明員(坂本實君) 軍が労働者と面接いたしました、いろいろ調査をいたしました内容につきましては、県側が労働組合あるいは本人からの申出でのもので、それを大体網羅されたものが調達庁に報告されておるわけでありまして、大体私どもとしましては関係当事者の知つておられる点については、大体は書面等で承知をいたしておるわけでございます。

○山本経勝君 そういふのは一般的な

んですね。たとえばどういふ内容の調査をしていられるのかという点でまだ十分な御報告を受けておられないように受けとれますので、その点私の方から申し上げておきたいのですが、第一番に呼び出された組合の人々が総数七名でございまして、まず組合の機関紙の発行について、これは倉橋という組合の教官部長であります。どういふ方法で何の目的で出しているのかということから始まつて、その取材から、その目的あるいは編集の詳細にわたつてその質問を受けておる。そしてその中でたとえば昨年の五月一日、労働祭として盛大に全国各地で行われるメーデーの主催者がその会議に出てメッセージを述べたものだから、いろいろなさういふような問題まで含めて、やはりニュースであります、機関紙であり、ますから、その時々問題について、これを編集し、新聞に掲載して組合員に読ませるわけなんです。さういふものについての問題からおよそ編集のすべての問題について相当突込んだ調査を受けておる。さういふような状況であつた。さらにまたコーラス会と称する組合の文化活動がございまして、そのコーラス会に出てくる者のメンバー、どういふ者が集まるか、そのコーラス会を主催する者はだれか、その人名、今度は読書会をやっているその読書会に出てくる人々の名前、並びにこれを指導する人々、それからさらに映画のサークルがございまして、つまり映画同好者が集まつて、福映協と申しますが、福映協に集まる者は、これらの人々は必ずしもこの駐留軍関係の労働者ばかりではないわけでは、福岡市内に在留する多くの団体の代表を加

えた広汎な組織ですが、さういふものに出席した者、あるいは出席して意見を述べた者、あるいはまた出席を世話した者、さういふ者の人名あるいは行動等についての詳細な調査をする、さういふようなことまで実は行われておる。ところがこれは一貫して申し上げるように、労働組合の文化教育活動として、あるいは組織活動の一環としてやつておるものである。しかも基地の中でやつておるのじゃなくて、その居住している福岡市内一円あるいは筑紫一円に散在しておりますこれらの労働者がその地域で集合をやつておる。さういふ状態についての広汎な調査が行われるわけで、いわゆる思想調査として組合員が非常に憤激したと、さういふことなんです。これに対するまず調達庁の方の御見解を承わりたい。

○説明員(坂本實君) ただいまおっしゃる通り、機関紙の編集の状況であるとか、あるいはコーラス会の運営の状況であるとか、さらには福映協の運営等の状況について、面接をして調査が行われたという点については承知をいたしております。これらの調査につきましては、やはりその目的なりさういふ点を明らかにして、調達庁として考え方をまとめたといふふうにして思つておるのでありますけれども、その後判明いたしましたところでは、はつきりとは断言はいたしかねるのでも、ございませうけれども、軍の保安上の利益に害があるかどうか、さういふこと心証を得るために調査をなされたのみであるといふふうな考へておるわけでございます。もしもさうなことであるといたしますならば、実は保安上の問題につきましては、現在の契約

の中で濫用防止のために特に一つの条項について協定をいたしておりました。その種の事案については十分公平に調査をするといふことに相なつておるわけでございますので、調査それ自身についてはこれはやはりできるだけ丁寧にするといふ建前になるといふふうに考へるわけでございます。しかしながら調査の内容なりあるいは手段なり、さういふ点について行き過ぎがあるとか、さういふ点がありとするならば、さういふ点については十分軍側と打ち合せの上、是正するところは是正するといふ立場でいきたいといふふうに考へて取り扱われておるわけでございます。

そこでさうした調査について、御本人あるいは組合側からの申し出に對しまして、調査をした側といふのは軍の方でございますので、軍側について事実等を十分確かめました上で、調達庁自身としてもそれぞれ処理すべきものはいたしたいといふふうに考へておるわけでございます。

○山本経勝君 保安上の立場から適当でないものについての調査が行われるといふことを言われたのですが、これは日米労働基本契約の中にもこの基準なるものを明らかにされている。一応一から三にわたる三つの項目にあげられておりますが、これらのどういふところに該当するかつまずき解雇や出勤停止の処分をしたのか、今の調査だけでは不十分です。結果はすでに十八名の人は出勤停止になり、四名の人は即時解雇として職場がなくなつておる現状の中で、単なる調査ではない。すでに処分が行われているという状態ですが、その処分に該当するものと考

えになるのかどうか。その点は労働大臣と調達庁、両方お答えを願つておきたいと思ひます。

○説明員(坂本實君) 昨年十二月の調査と、本年一月二十日に行われました出勤停止との間に、必然的な因果関係があるかどうかという点はしばらくおくいたしまして、出勤停止それ自身につきましては、一応軍の方から今おつしやいました保安の基準の最後の項、第三項に該当するといふふうに通知がきておるといふふうに県から報告を承わつております。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまのお話の事実の詳細は目下調査中でございます。今までのところでは主としてたゞいまお話のようなコーラス部とか福映映画協会、幻灯班、読書会、キャンプ祭など、青年文化団体関係に限定されまして、組合活動一般を対象として調査をしたものではないように承わつておるものであります。また調査の方法も組合活動に介入したり干渉するがごとき言辭ないしは組合に對する批判等が行われたといふ事実はまだ聞いておりません。

○山本経勝君 大臣にお伺ひいたしますが、まず私は基本的な点が非常に不鮮明だと思つております。保安基準というものを、ここに文章がございまして、第一番に「作業妨害行為、諷刺、軍機保持のための規則違反、又はそのための企図、若しくは準備」さういふふうなことがあげられております。第二番目に「軍側の保安に直接的に有害であると認められる政策を断続的に、且つ反覆的に採用」するといふことがあげられておる、それから「破壊的団体に加入して」第三番

から「破壊的団体に加入して」第三番

目が今お話しの一、二号の記載の団体に加入したり、軍側の保安利益に反して行動をする、こういうふうな大抵大ざっぱに申すところなのであります。が、この場合はコーラスあるいは読書会それから福映協と申しますが、福映協は、こういうところの会合に出たりすることがこれに該当するかどうか、これらの判断はどうお考えになつておられますか。大臣のお考えを一つ伺ひしておきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) それがどういふ程度にどういふことをおやりになつたのか、どういふものをどういふ考へ方で行つたのか、私に具体的な詳細なことを存じませんが、駐留軍のこの保安上の問題が、思想、身上、団体の問題と密接な関係があると認めるに相当な理由がある場合には、保安上の目的に必要な限度内の調査は思想、身上に關することがあつても、それは行政協定の趣意からこれを認めざるを得ない、こういうふうな概念的には私も考へてゐるのであります。そのたまたまのコーラスとか、福映協とかいふふうなものをどういふ考へ方で行つたか、どういふ調査をしたのかについては、事務当局からもう少し具体的に御説明を申し上げる方がよいと思ひます。

○説明員(坂本實君) 具体的な調査の事実については御本人から県が聴取した点で承知をいたしてゐるわけですが、さうしてさういふ調査の事実については、調査をした軍側と十分打ち合せて判断しなければならぬと思ひます。さういふのでございまして、今お話しするやうなコーラスの会合あるいは福映協等の運営とこの保安の基準の第三項とがいかうに關係があるかというやうな

な点については、さらにやはり掘り下げて今後検討していかなければならぬのじゃないかというふうな存じてゐるわけでございます。

○山本経勝君 問題はこれは駐留軍關係労働者のみの問題でないのではありません、先ほど申し上げたやうに、福岡の市内にありますが、私も参加すること、呼ばれて講演をしたこともございします。あるいは読書会に出てお話を申し上げることもございします。主要な単産あるいは単組の同好者ややうしててもちろん理解者が集まつてやつてゐる読書会につきましても、これは労働者の日常生活の中でやうに自分の教養を高めるためにも、また一方で組合の団結を強化するためにも必要であつて、組合運動の一環として欠くことのできないものなのであります。ところがそれに出たことが理由になつて、いわゆる保安上の問題に拘れるといふことがありが私も理解できないわけでありまして、ですからその点についていさ少し突つ込んだ詳細な説明をお願いしておきたいと思ひます。

○説明員(坂本實君) 確かに十二月の二十日に個々面接して調査をしたことと一月二十日に出勤停止になつたこと、その両方の因果關係については必ずしも偶然ではない、必然的なものではなないかといふことが前提になつてゐるやうに覺えておりますけれども、調査をされた者のうち七名は確かに出勤停止をされた者を含んでおりますが、調査されなない者もあるし、さういふ点につきましても果してこの調査の事実と出勤停止とどういふ因果關係にあるか等の点については、十分軍側とも事実關係について争ひがないやうなことに

しておいて判断をいたしたいというふうな考へております。

○山本経勝君 それで問題が、先ほど申し上げましたあげられてゐる基準に該当するといふことの範圍は一体どういふふうにお考えであるか。たとえばここで言われる保安上の基準として三項目をあげられてゐる。これはその人の生活、あるいはその基地外の広い範圍に、まあ極端に言えば福岡市内全部、あるいは福岡県全体どこに行つても、さういふふうなこれに該当するといふものかどうか、その辺の解釈はどうなるか。

○説明員(坂本實君) この基準の適用に關しましては、特に基地の中だけであるとか、外であるとかいふことについては關係なく、およそこの基準に該当するかどうかという点を一般的に考へていくといふことで扱つておるわけでございます。

○山本経勝君 そうしますと、今の基地外でも個人的な行動でも、それでこの拡張解釈でどういふふうなものであるかと思ひますが、實際問題として、非常に抽象的な表現ですから、具体的な行動で、御飯を食べることでも極端に言へば不都合であるといふことも言へると思ひますが、さういふ考へをもつて御飯を食つてもだめだといふやうな極端な解釈をかりにしない場合でも、その人の居住権、さうしてその環境の中で、それぞれ労働者として先ほど申し上げた教養の向上とか、あるいは団結の強化のための寄り合いとか、さういふものが常に行われるのであるが、さうしたものがいふゆる問題となつて解雇の理由になるとするならば、これはいふゆる衆議院の七日の委員会

も質問があつて問題になつたやうに、思想や宗教の自由といふ基本的な権利の侵害になつてくるという点では、法務大臣自身もお認めになつてゐる。行き過ぎがあつたとするならば不都合であるといふことを明確に言つておるのではありませんか、もう少しはっきりさしておく必要があると思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話の保安上の利益を守ることを理由といたしまして、不当な取扱いが行われませんやうに、特に御承知のやうな保安基準を当事者がそれぞれ合意の上で定めておるわけでございます。その合意の上で定められました基準の趣旨に沿つて、具体的事案の処理につきましては、政府としても乱用のないやうに軍と意見の調整を行なつていくやうにいたしたいと思ひます。

○山本経勝君 ところで少し話が今度は変わりますが、組合側ではこれは不当な解雇であるからその解雇は取り消してほしいといふあの請願書も当委員会に出しております。それからまた現地で七日に口頭弁論がなされた。それで福岡地裁の亀川判事係りでこの口頭弁論に出席するやうに文書通告をしたのですが、いわゆる書類送達と申しまして、御承知のやうに直接市内の場合には裁判所の使丁が送達簿に書類をはさんで持つて参ります。ところがその持つて参りました送達者の書類さへ受け取らない、さうして門に入れたかつたという事態が起つてゐる、さういふ状態については責任のある担当国務大臣

という立場で、倉石労働大臣はどうお考へになりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のやうに軍は公務上の行為につきまして、司法機關の出頭命令には応じない態度を昨年五月に明示いたしました。参つております。合同委員会ではそれでは困るというところで合同委員会にそれを持ち出しまして、さういふ問題の解決の協議が行われておると聞いておりますが、この今の問題につきましては、具体的な報告がありましたら事務当局から御説明申し上げます。

○説明員(大野雄二郎君) さういふ報告は本日受け取りました。が、仮処分事件については、相手方の出頭を必ずしも必要としない状況でございます。で、現在軍側が出頭しないことによつて裁判所の審理が妨げられてゐるとは言えないと思ひます。

○山本経勝君 二月七日付で福岡県知事の土屋香鹿氏あてでさういふ文書が出ております。「親愛なる土屋県知事殿」として、「本書状は、下記署名の者に一九五六年二月七日出頭すること、不当解雇申し立ての苦情に對して書面をもつて回答することを福岡地区裁判所が依頼してきた一九五六年二月三日付書簡に對する回答であります。」として、「その手続または調査は、合衆国の将校または機関によつて公務遂行中なされた行為に關するものであります。(事件がどのやうなものであれ) 公式指令によつて回答者が出頭することは許されておられませんし、また自分で回答することも、書面

で回答することも許されておられません。」レーマン、これは空軍士官で大佐です。レーマンからさういふやうな

書類がきております。これに對して裁判所は、担当判事はむろんのこと裁判長にもお目にかかりました。それで第一番に送達した文書を受け取らないということは、少くとも日米行政協定の中に含まれているあの裁判に關する——たとえ所轄の違ひがあつても相互が証拠の提供に協力するという前提にも食い違ひがあるということを指摘している。そこでそういう状態に置かれて——つまり労働者の基本的な権利が侵害されるという状態については、日本の国法が——労働関係諸法が日本の労働者を守るんだという明言は、せんだつてこの委員会においてもなされたし、衆議院の委員会の際にもなされております。ところが、にもかかわらず労働者が現状を維持するため仮処分の申請をした、その申請に對して理由を述べず、そして述べることが必要な資料の提供も拒んでおる、こういう状態が行政協定と合致するとお考えになるのかどうか、その点大臣の方からお願ひを申し上げたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 今のは事務当局の方から御説明申し上げます。

○説明員(坂本實君) 裁判所との關係でございませうけれども、調達庁の雇用をいたしております労働者の關係のある事案につきましては、できるだけ公正に司法機關の審理を進めるという立場から、軍側に常々協力を要請をいたしておるわけでございませう。しかしながらなかなか公務上の原因になつた事案について日本の司法機關の招請に對して応じないという証人出頭という点については軍側は現在ボリシとして応じない、こういう立場があるために現実的には処理しにくい、

こういうことで非常に難渋をいたしておるわけでございませうけれども、この点につきましては合同委員会でのこの点の一般的解決を待つことによつて処理いたしたいというふうに考へて、合同委員会の審議の状況を実は待つておるようなわけでございませう。

○山本經勝君 大臣にお伺ひしたいのですが、私が福岡で県の労働部長から承つたところによりますと、なるほど調達庁で雇用をして、そして労働提供をして、間接雇用の關係におかれておる労働者は別として、直用と称する、軍が直接雇用した労働者に対する問題については、労働省が直接管理するものである、これらの労働者に対する労働法あるいは安全衛生、こういう問題については、労働省が直接管理をするものと承つておるのでありますが、この点について明白にしておいていただきたい。

○政府委員(中西實君) 直用につきましては労働省が所管するということは少し表現として正しくないのでもございまして、結局直用につきましては、労働關係は国内の一般の労働關係と同じようになる、従つて労働關係は、軍、それから従業員という關係で、その間に違法なことが起るかどうかということにつきまして、われわれは、政府側として監視しておるという格好になるわけでございませう。間接雇用につきましては、調達庁が使用者という立場に立つわけでございませう。従つて労働省は調達庁と軍と共同の使用者對従業員の關係を、さらに政府の立場として見ておる、こういう關係になるのでもございませう。

○山本經勝君 そりしますと、お伺ひしますが、これらの人々に対する労働法上の保護というものは、一体どこが責任を持ちますか。

○政府委員(中西實君) これは一般国内の労働關係と同じように、軍側が原則として日本の労働法を守るということを期待いたしておるのでございまして、その間に違法の点がございまして、われわれもこれに對して注意をするということになります。

○山本經勝君 その違法なことがあるならば、注意と言われますが、こういう事態が起れば、今申し上げたような直用四名の即日解雇という事態が起れば、その解雇の原因が正当であるかどうかということについて、あるいはそれに対する審査、さらにそれに対する軍側との——何と言いますか、労働者に無理をしないような、保護をする方法をどうやって講じますか、どういう方法で。

○政府委員(中西實君) 解雇の理由が問題と思ひます。労働法規におきましては、不当労働行為、つまり組合の正常な活動をする、あるいは組合を結成し加入する、こういうことを理由として解雇するのは不当労働行為でございませう。これは明らかに労働法上救済規定がございませうので、そういう理由の解雇は、これはやめてはいけないうことになつております。それ以外の解雇は、これは実は当事者の一応自由になつております。ただその場合問題なつております。ただその場合問題は、基準法で解雇手当を、予告手当を出すかどうかということが問題として残るだけでございます。もちろんその場合、解雇の理由がいわゆる一般の解雇、世間に行われております解雇理由から離れた、極端に申せば、公序良俗

に反する理由で解雇になるということであれば、これは裁判所で違法解雇の訴えによつて是正される、こういうことになります。

○山本經勝君 今の労働局長のお話は、全くどうも私もふに落ちないし、大へんなことだと思ふのです。そういうことになりましたと、ただいまのお話だと、組合の結成、加入を妨害するのは阻止した、こういうような点、そのほかのことは、関係者の間の自由である。解雇は、あたかも予告手当を出せば正当である、こういうことになつてはどうか。

○政府委員(中西實君) 先ほど申しましたように、解雇理由にはおのずから社会的な一定の考へが、基準がございませう。

それからなお解雇につきまして双方について協約でもあれば、その協約に規定した理由によつて解雇される。あるいはまた就業規則に解雇の理由があれば、それに該当する場合に解雇されるということもございませう。しかしそうでない場合には一般論をいたしまして、一般の常識で、それはいかにも不当な解雇だという場合以外には、問題は予告手当、基準法上の予告手当の問題になるかと存じます。

○山本經勝君 ただいまのお話したとおさら不可解になつて参りますが、このいわゆる協議して納得すべく事態を收拾されるというのはまだしも、ところがそうでなくて一方的にきめた判定が、それが正当なものとしていやくも労働局長が、それは予告解雇、あるいは手当の支給等によつて正当であるというふうになるならば、および日本の労働組合法というものはあな

たは全然無視されておると、こういうふうには断ぜざるを得ぬと思ふのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(中西實君) 一般の解雇の原則は先ほど申し通りと考へております。普通の雇用關係におきまして、たとえどうして使用者が解雇するといふ場合もあり得るわけでありまして、従つて今の一方的判断で言われましても、その場合にその判断が大体許される、社会常識から許される判断に基いて、また理由に基いてなされまうならば、これは違法とは言えないといふふうに考へております。

○山本經勝君 その判断が、やはり今労働組合法は第三者の公正な判断を求めておると私は理解しているのですが、違ひますか。一方的に軍なり、あるいはその雇用主が、これは事業場に置く都合が悪いとか、あるいは怠慢であるとか、能力が低いとかいうことの判定をして、しかも一方的に処理することができるといふことには私はなつていないと思ふのだが、その点では大きく問題が残つてくると思ふ。そのところをもう少しはっきりと解明していただきたい。

○政府委員(中西實君) 法律の保護は、先ほど申しした通り不当労働行為にわたる解雇であればその救済方法がある。それから一般的にはいわゆる協約、あるいは就業規則で定めてある場合はともかく、そうでない場合に、もしも理由が不当だといふふうに考へれば、これは裁判所において不当な解雇だといふことで訴えはできます。しかしながら一応その判断はそういう取りきめ等がございませうければ、使用者側の

判断に一応待つということになると思
います。

○山本経勝君 それではこの場合どう
いうふうに理解してよろしいのです
か。たとえば軍側が、問題は駐留軍の
勤務連絡官がやつた措置なんですが、
その連絡官がやつた措置はとにかく軍
側の都合によって不適当だと思ふので
解雇をしたのであらう。それで解雇の
手続が正当であれば違法ではない、こ
ういう考え、解釈ですか。

○政府委員(中西實君) そういふふう
に考えております。

○山本経勝君 そうしますと、今の日
本人労働者に対する日本国が現に施行
し、有効である労働関係三法と言われ
るものは、この場合に労働者の保護
にならないことにならぬかと思ふので
すが、その点どうなんですか。

○政府委員(中西實君) 労働法規の上
では解雇につきましては先ほど来申し
ておりますように、労組法の不当労働
行為による解雇の救済、それからあと
は基準法で解雇の際の手続等がきまつ
ておる、法律上は一応そういうことで
ございまして、あと解雇理由が社会常
識上不当かどうかという判定は、これ
は最終的には裁判所がするといふこ
とになっておるわけでございます。

○山本経勝君 その裁判所がしようにと
したところが、さて裁判所には資料も
提供せぬ。それからまた出頭して陳述
もせぬ、こうなりますとどういふこと
になりますか。

○政府委員(中西實君) その問題につ
きましてはこれは法律とは別に、今
の、先ほど来調達庁からも言っており
ますように、合同委員会においてこの
管轄権の問題につきまして目下協議を

しておるという段階でございます。

○山本経勝君 それじゃ一応話をもう
少し元へさかのぼりますが、実は今
度の思想調査について単に従業員の
思想調査だけの問題ではなくて、非常
に大きな問題があるわけなんです。こ
の軍風と称するものが通説のうち大部
分のように承わっておりまして、軍風
である通説が市内へ出て組合の大会に
傍聴を強要し、あるいはその他の集
会、これは一般に駐留軍の労働者だけ
ではなくて、先ほど申し上げました福
岡市内にある多数の労働者あるいは組
織、こういったものの会合、こういった
ものに通説を派遣して情報要求する、
こういうことが行われているのです
が、この点はどういうふうに御解釈に
なりますか。

○政府委員(中西實君) 先ほど調達庁
からもお話がありましたように、軍の
保安という必要上調査自体はなし得る
かと思ひます。傍聴が禁止されておる
場合はともかく、一応自由に聞ける
というふうな状況にある場合に、軍が必
要と感じてそこに係官が出ておるとい
うことにつきましては、どうもとめよ
うがないのじやないかというふうに考
えております。

○山本経勝君 これは実例でありまし
て、全駐留の職起大会に當つて、そこ
に強引に入つて来てつまみ出された実
例がある。こういふようなことが許さ
るべきかどうかというのを私は申し
上げておるわけなんです。

○政府委員(中西實君) 傍聴を禁止
し、入場をこぼす。これは会議を主催
しておるものの管理権でございますの
で、入っちゃいけないというところに
入つてくるということとは、これは不都
合なことだと言わざるを得ないと思ひ
ます。

○山本経勝君 そういう方法によつて
情報を収集して処罰の、つまり基準に
反するといふことで処分を受けたとし
たらどうなりますか。

○政府委員(中西實君) だれが処罰を
受けるのですか。

○山本経勝君 そういふように、たと
えばいわゆる軍事警察的な役割だと思
うのです。いわゆる米軍側の情報機関
として、一般市内に労働者の会合に対
して情報聴取やあるいは大会等にある
いはゆるいろいろの会議に入つてくる、
わばスパイ行為を極端に言へばしてい
るのです。そういうふうな事情がな
され、その結果が出てきた。いわゆる
三項目の保安基準に該当するといふの
で処分された実例がここに問題になつ
た四人に該当するのだとするならば、
そのことが正当な解雇の事由になりま
すかといふことを伺ひしております。

○政府委員(中西實君) 具体的事例は
まだ確かに存じませんが、抽象的に申
しまして、軍の保安の確保の必要上、
それに対しての調査の権能があるとし
ますれば、その調査の方法において違
法にわたらなければこれは軍としても
なし得るのじやなかろうか。そうして
調査の方法さえ正当なものであります
れば、それによつて得た資料によりま
して、必要あつて解雇するといふこと
は差しつかえないのじやなかろうかと
いふふうに考えております。

○山本経勝君 この軍の必要があつて
正当な方法で調査したといふことは、
先ほどから申し上げますような事実
に基いた調査と、それから処分が進めら
れておる。ですから従業員は日本国民

として、日本の労働者として、しかも
駐留軍の労働者として働いておると
いふ関係から訴えを起したのですよ。
ところがそれについて、先ほど言ひよ
うに詳細な内容についての説明もせ
ず、資料の提供もせず、さらに出頭し
て文書通達も拒否したといふような
ことは、そのままでおいたならば少く
とも日本の労働者の基本的な権利、労
働条件の維持向上などといふことは
うてい望まれぬ。そうなりますと日本
の国法で、いわゆる労働三法なるもの
は完全に無視されて、労働者の保護は
なされぬことになるのですが、それ
で局長はやむを得ぬところという解釈
のですか。

○政府委員(中西實君) 保安の必要
上、どうしてもやはり有害だとして解
雇するといふことでございまして、
やむを得ないのじやなかろうかとい
ふふうに考えます。

○山本経勝君 局長は十分日米行政協
定を御存じだと思ふ。その十二条の五
項には、労働関係については日本の国
法を守るのだといふことを明文に規定
されておる。しかも必要があつて保安
上の調査をする、あるいは保安上調査
というよりも、さらに軍事警察によつ
ていろいろな保護あるいは調査、こう
いったものをなす場合の規定もござい
ます。この規定によればこういふこと
が書いてある。「合衆国軍隊の正規に
編成された部隊又は編成隊は、第二
条に基き使用する施設及び区域にお
いて警察権を行使し、合衆国軍隊の
隊の軍事警察は、それらの施設及び区
域において、秩序及び安全の維持を確
保するためすべての適当な措置を執
ることが出来る。」ところがその後段

に、「前記の施設及び区域の外部にお
いては、前記の軍事警察は、必ず日
本国の当局との取極に従ふことを条件
とし、且つ、日本国の当局と連絡し
て」その警察権を行使するものとし
て、合衆国軍隊の構成員の間
の規律及び秩序の維持のため必要な
範囲に限るものとする。」というこ
とになつておるようですが、この点で
先ほど申し上げますように、軍事警察
的な行動をいわゆる基地以外のところ
で公然とやつておるといふのが組合に
対する動きなんだ。これにもやはり局
長はやむを得ぬ方法である、いたし方
ございせんといふので、日本の労働
者を提供なさいますか。

○政府委員(中西實君) その辺の条文
の解釈はその方の専門の方にお願い
したいと思ふのでありますが、警察権
の行使となれば、それは確かに地区外
ではできないと思ひます。ただいろいろ
と情報をとるといふような点につきま
しては、私はあるいは必要な範囲では
やむを得ないのじやないかと思ひま
す、この点の解釈は一つその方の専門
の方にお願いしたいと思ひます。

○山本経勝君 先ほど来陳述申し上げ
ておりますように、何も軍事警察ある
はMPといふものが外部に出て来てや
ることなら、はつきりしております。
ところがそうでなくて、軍風といふの
はすでに軍隊の編成員と同じような資
格において情報の収集その他をやつて
おる。しかもそれが民主団体である
労働組合の会合に朝り込んでくるとい
ふようなことになったとき、一体どう
なすか。私は実に納得のいかぬ点だ
と思ふ。

○説明員(大野雄二郎君) おつしやられるような場合に入ることとは単なる事実行をすぎないものでありまして、警察行為と認められないような場合にはこれをもって非難するわけにいかないのではないかと。行政協定には警察権の行使についての制限がございまして、他面二十三条に安全確保の措置という規定もございまして、アメリカ軍が必要と認める範囲内でやつております。そのための措置については、それが日本の法規に違反しないまた強制力を伴わない限りは、これは必要な限度内では認めてやらなければならないのではないかと考えております。

○山本経勝君 その言われる安全に必要の措置といふのは一体どこでございわけですか。これは基地外というのか、そうでなくて基地内一般、そうなりますと、アメリカの軍隊は全国に基地だけでなく七百箇所に近いといわれます。福岡県だけでも大きな基地が五箇所ある。一万七千名のこれらの労働者が働いておる、こういう状態ですが、そうしますと、福岡市一円もそういうワクの中に入つて来ますか。

○説明員(大野雄二郎君) 第二十三条は基地内、基地外についての区別をしていないと考へております。

○山本経勝君 そうなりますと、今の警察権と銘打つてはございせんが、軍隊の構成員と同じ待遇を受けてこの協定に基く行動をしてる通訳その他、通訳は大体軍属であります、この軍属の行動は結局無制限に自由であると解してよろしいのですか。

○説明員(大野雄二郎君) 決してそう申し上げてはおりません。基地外で情報を受集いたしました、それによりま

して六十九号違反の事実を発見した場合に、それに基いて六十九号に従つて解雇するようなことは一向差支えないと思ひます。ただ基地外におきまして、警察権を行使して調査を行うことは、これは私はできないと考へております。

○山本経勝君 この七日の衆議院の社労の委員会と井堀委員の方から質問をしておる点であります、内容をどういふふうに表示をされております。これは牧野国務大臣からの答弁であります、井堀委員の言われるような事実だとすると不愉快なケースですね。こんなことがあつちやいかぬと私は思ひます。と言つてまた「内容はおつしやる通り」おかしやうございませぬ。こういうものに対しては相当しびしびした態度をとらないと、基地の問題だからといって、私はそう簡単に見のがしやならぬと思ひます。「こういうふうな大体お話をあつております。それからまた保安上の必要に名をかりて不当な労働行為があるならば、やはりこれを法律上の問題とせなければならぬ、こういうよりなふに言われておるのですが、この点労働大臣の御見解並びにたたいまお話になりました課長さんのお考えとはかなりな差があるように理解するのですが、この点どうなりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はたたいま来政府委員から申し上げておるものが正しいと思つております。もちろん不当なことがあつてはいけぬことは当然なことではあります、ただいままでこの席で申し上げておることが私の考へ方でございます。

○山本経勝君 不当な行為があつたとすれば法律上の問題であるという解釈ですが、ところが先ほどから申し上げるやうに、不当であるがゆえにこそ労働者はふんまんやるかたもなく裁判所に對して身分保全の仮処分を請求し、さらに組合は組織をあげて反対の闘争をやつておる、こういう状態なんです、しかし公正な機関と一応考へねばならぬ国法がきめた機関の調査や、あるいは法律上の審査をこばむ状態になりました場合にはどうなつて参りますか。この点が非常に問題だと思ひます。に申します、せんだつて来駐留軍労働者は、日本国の政府が行政協定に基く責任において提供し、協力することになつておる。そうするとその労働者に対しては日本の労働関係法は適用されるし、その法律によつて守られるものであるというところは再三明言されたのであります、実際上一方結果になりはせぬかと思ひます、この点大臣の方から一つ御説明を願つておきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 間接雇用の労働者の問題につきましては、労働基本契約を結んでおることは御承知の通りであります、この労働基本契約の改訂について、たたいまアメリカ側と日本政府側との間に折衝を續けております。大体の方針については意見の一致した点もありますが、細目の点についてはまだ話し合ひがつきませんので、目下それを促進いたして最中でありませぬ。

○山本経勝君 これは非常に重要な問題であります、先ほどから申し上げますやうに、思想調査が基地外の広範な市民生活の中に波及し、しかも軍属

を用いて調査をしてゐる。そういうところからいろいろな問題も持ち上つてゐる。ところが御承知のやうに、福岡では基地移転促進協議会といふのが福岡にできまして強力な問題になつてゐる。しかもかつて加えてさういつたいわば軍事警察的なスパイ的なやり方が公然と行われてゐる。こういうふうになつて参り、しかも国内法では一応守られる建前になつておるし、守られることを労働省当局その他調達庁にしても同様述べておられますが、事実は守られておらない。さうしますと少くとも今全国的な問題に大きく波及しようとしてゐる、すでに冒頭申し上げましたやうに、兵庫のキャンプの場合には一応協議協議は終息して三者協議会まで進展してゐる。これは非常にいいことだと思ひます。ところがさうした協議もなされず板付ではどしどし首切りが強行されてゐる。人員整理も二百名近い人員整理が現に行われてゐる。労働力の切り下げがどんどん行われてゐる。勤務制の一方の変更が押しつけられてゐる。これらのものは基準法違反の点があつても泣き寝入りをしていくという姿では、日本の労働者は駐留軍の勤務に従事するということはできなくなつて、おそろく重大な決意をもつて行動を起す以外にない。さうなつた場合に政府の責任は大きく浮び上つてくるものだと私は考へておられます、さうならぬ前に事態を解決づけるためにはどうなさるお考えであるか。私はこの点責任のある労働大臣からの御説明を願ひたい。重ねて申しますれば、労働者がただ口で守る、国内法によつて守られると言ひながら事実は守られていない。思想調査からさらに従業

員の思想調査だけでなく、労働者の祭典といわれるメーデーにまで出しゃばる。あるいはまた大会等にも軍属を派遣して情報を取つていと言われましてから来ましたといつて強引に入つてつまみ出された、こういうやうな事態を起してゐる状態は、これは私はきわめて重大だと思ひます。それをきわめて軽く法律上の問題として正當な手段で解雇される分にはいたし方ありません。この点では、日本の労働省やそここの労働省やらわからぬと思ひます。率直に申し上げてさういふ状態をもう少し親切に、しかも責任のある立場でどうあるべきかというお考えが労働大臣としてはあるべきはあつてはならないからその点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 駐留軍当局の労働者の問題につきましては、先ほど申し上げましたやうに、軍には軍の機密があることとございませうから、その保安上の意味で先方がどういふ形であるんな調査をするかというところはいろいろ手段もございませうが、先ほどのお述べのやうなことにについては、政府委員から申し上げました通りでございます、先ほどお話し申し上げました間接雇用の方については労働基本契約の改訂について今もつぱら努力を續けておるものでございませう、直用についてはなかなかいろいろんなP Xに働いておる人だとかいろいろんな種々な関係がございまして、個々別々にいろいろんな事案が実はありまして、私どもの方でも困難を感じておるところでございます。しかし基本的にはもちろん間接雇用の方については労働三法は適用されることになつておるのであ

を

を

定され、実施されているものであるから、それに一応従う義務があるだろうと思うのです。こういう点についてお考えになるならば、今後どうしたらよ

委員会にかかり、そうしてさらにそれを具体的に検討しようじゃないかというので、合同委員会のサブ・コミティに下りております。私も早くこのサブ・

るその点ばかり強調されておる。だと
するなれば、少くともそうしたもの

ついで問い合せをしているはずで、この十六日には参議院の法務委員会で

にもう少し詳細に検討いたしてみまして、考えて参りたいと思います。

○山本経勝君 それでいつも労働大臣に逃げられるのですが、それでは私は済めぬと思う。しからばあと事情を調査してとおっしゃるならばどういう方法で調査なさいますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は調達庁も担当いたしておりますから、調達庁関係で十分調査の方法はありますから、調査をいたして研究をいたします。

○山本経勝君 それで私はまあこれは大臣のみでなくて、本委員会に要望申し上げたい。今までの姿は率直に申し上げて、労働行政担当の執行部が日本行政協定の重圧に屈して、少くとも日本の基本的な労働者の権益を守るための努力をなさつておらないと私は思う。で、むしろこの実態を調査して委員長の御判断を願つて、本委員会に諮つていただいて、国会から調査団の派遣をお願いしたい。それからなお労働大臣に對しましては、調達庁の長官も遺憾ながら病氣ということでお見えになつておられぬ。しかし調達庁の長官を待つまでもなく、労働大臣が国務大臣の立場での最高責任者ということにおいてこの労働提供に関する基本的な問題の解明をし調査をして、その結果、対策を具体的になされるのはおよそいつごろになるか、そのことを教えておいていただきたい。

○説明員(坂本實君) 調達庁の措置の方法といたしましては、先ほど一般的に申し上げたわけでございますけれども、軍の方で保安上危険であるという立場をとつて、ともかくも出動停止をしてきておる。出動停止をしてきたあとは、さらに軍側としては調査を続行して、最終の決定につきましては現地でやらないで空軍司令部まで持つて参

りまして、空軍司令官が最終的な措置をする、しかし空軍司令官も勝手に最終的措置をするのでなくて、日本側としては調達庁長官がやはり最終的な意見を持つていつて、必要に応じて意見の調整をしたあつて決定をするというふうになつておりますので、調達庁といたしましては、十分の調査を行なつて、心証を得た上で必要に応じてその意見の調整を持ていくということを考えておるわけでございます。一週間とか、十日ぐらゐで早急にすばり意見が出るというものでないのだから、丁寧に扱つていきたいと思います。丁寧に扱つていきたいと思います。

○山本経勝君 調達庁の方の考え方はさつきからたびたび承つておるのですが、調達庁は、つまり危険な行動をしたもの、これは保安上の解雇はやむを得ぬという前提に立つておられる。そうしますと、先ほどから申し上げる具体的な事実、組合の役員並びに組合員が組合運動の一つとして文化活動をやつたということは、この保安上に危険な行動となると判断をされておるのですか、そうではないと判断されておるのですか、どつちなんですか。

○説明員(坂本實君) まあ組合の文化活動それ自身については、保安上危険であるとかないとかいうことは関係がないと思つてございすけれども、さらに具体的にどういふ心証をもつて保安上危険であるというふうに考えておるかという軍側の態度というものをやはり相当たいてみるということからこの問題を処置していく、と同時に、果して保安上の危険が労働者

側にあつたかどうかという点をやはり実質的に日本側でも調査いたしまして、処置していきたいと思つております。

○山本経勝君 その調査ですが、その調査の方法をどういふ方法でいつやられるかということをお伺いしておるのです。いつでもいいというわけにはいかぬのです。二十二名のうち現に十八名は出動停止で、県が一応何といひますか、法に基く最低生活保障の六〇%の給与支給はやつておりますが、これもいつまでも続かぬ。出動停止が永久であれば解雇と等しいですから、そういう状態に置かれており、現に問題があるのですから、のんきなことを言つておつたのでは、これは申し上げるやうに、この事態は全駐留軍関係労働者の全体の問題になり、さらに大きく発展して、労働者全体の大きな問題になる、こういう要素を帯びているからそれを伺つておるのですから、いつでもいいと、調査をするという、この委員会でこの言ひ逃れであつてはいかぬということを私は申し上げておる。

○説明員(坂本實君) もちろん十分丁寧に調査をするというふうに申し上げました。が、ゆつくりやるというわけではございせんので、すでにそれぞれ調査のために手を打ちつつあるということでありまして、その点は御了承いただきたいと思つております。

○山本経勝君 それでは今の板付基地に関する問題についてはなお十六日に法務委員会に質問をさせていただきます。うにしておりますので、この程度にして打ち切りですが、あとは……。

○理事(山下義信君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○理事(山下義信君) 速記を起して。先刻山本委員から御提案になりました。本問題の委員会におきます取り上げ方並びに現地調査につきましては、委員長及び理事会で適当に審議いたしまして善処するというにいたします。

○竹中勝男君 私はさつきから山本委員の質問に對して当局の答弁を聞いておりますと、この問題はきつめて重大な意味をもつておるにかかわらず、答弁に際しては技術的な問題にこれを限つて答弁をされておるのです。特に労働大臣の責任ある原則的な態度を聞いておるのに對して、一度も労働大臣は原則的な労働大臣としての所信を返答しておられない。私はこういう点でさらにこの問題は追及されて解決に本質的な解明をしなければならぬと考へております。私は今日この社会労働委員の一人として、今日の当局の態度、答弁に對しては非常に不満だということをお断言しておきたいと思つております。それでさういふ意味におきまして、理事会においてはこの委員会自身がこの調査をするということについてはぜひやつてもらいたいと思つております。

○理事(山下義信君) 本問題に関する今日の質疑はこの程度にいたしたいと思ひます。

○理事(山下義信君) 次に炭坑災害対策に関する件を議題といたします。御質疑を願ひます。

○山本経勝君 この問題につきましては、先日衆議院の労働委員会でもそれぞれ御質問があつております。問題は福岡県嘉穂郡二瀬町相田というところに

ある連称もぐり炭坑というのでございすが、こゝで起つた災害が一件、それから山田の筑紫炭坑に起りました災害、大体こう二つの災害の問題で、そのほかガス爆発等に関する問題等でございますが、その中でこの山元炭坑における災害につきましては、これはすでに御承知のような状況の下で、正規の炭坑として施業案を認可を受けてやつておられない。これは現地で私も見ましたし、また鉱山保安監督部にも参りました。いろいろ話を聞きました。実情調査もやりました。そこで基準局という立場から見ると、当然三人の従業員を雇つて石炭の採掘を目的とした企業を営んでおります。ですからこゝで問題になつてくるのはこうした炭坑の災害、この災害に對する労働の補償の問題で、労働補償の規定に基けば、つまり当然保険に加入しておつて、さうして保険金を支払つておる。さうしてそれぞれ支払の条件が整わなければならぬことは私も承知しております。ところが問題は災害の直前に保険に加入して掛金を払い込んでおつたが、しかし実際問題としては手続的に若干おくれおつたという実情がございす。ところが基準法で考へて参りますと、一応事業場として認められるし、その雇用関係も確認できておる。それで飯塚監督署で当然この実情を認定しておりますので、この補償の方法を手続的にも促進をしていただきたいし、また労働省基準局の方にはどういふふうな御報告があつておるか、その点をあわせてお知らせ願ひたい。

○政府委員(重徳一君) ただいまのもぐりの小さな炭坑におきまして、こ

方です。審議会を開くのはめんどくさいというような感じがしないがしろにすることは遺憾である。十分にそのう意見を聞いて、このなすべきことけなしてもらいたいということをついとの間も申し入れたような次第でございます。

○山本経勝君　その話はこの間も実は伺ったんですが、ところが問題はなるほど労働省に担当官としてあるいは担当した任務としての職員なりあるいは技術者を十分配置されておらないことは、私もよく知っておるんです。そこを本来法五十四条がいいます保安の間

題にきましては、労働大臣の報告というの、たとえばガスを排除する方法をどうこうするという技術問題ではないわけです。その方は通産省の方にはほど精通しておられるし、十分な資料も持っていられる。ですから問題はただガスが排除されるということが必要なことだと思ふ。ガスが排除されなければ、この災害はいつまでもつきまとう。私どもの知った範囲では少くともその石炭の容積の一とか二とか仮定いたしますと、ちやうど五十倍に当るガスが、いわゆる吸着ガスとしてあるいは流動ガスとして炭層の中に常にあるわけです。ですから火をつければいつでも燃えるようになっておる。そのガスが排除されることがなされずしては、これはとうていお話にならぬと思ふ。ところがガスを抜く方法がないのかといふとそうじゃない。すでに北海道で三炭鉱、九州で二ないし三炭鉱が実行しておる。ところがそのガスを抜く方法が費用がかかるのです。ところがその費用をコストにかけては炭鉱の採算が立たぬものだからや

れないという現状にある。そうしますと労働省から少くともガス抜きをやれという勧告をかりになさつたとするなれば、そのことの必要な予算措置も問題になってくるでしょう。ガス抜きについては現に通産省が融資の道を開いて

立場で大臣から一つ解明を願いたい。
○国務大臣(倉石忠雄君) 非常に大事な問題でありますから、先ほど基準局長が申し上げましたように、通産省と

は緊密な連絡をとって万全な策をとる
ようにわれわれの方としては要求して
おるのでありますが、ただいまのお話
のようなことも参考にいたしましたて、
さらに通産大臣とも協議をいたしたい
と思います。

○山本経勝君　どうもその点が大正のおつしやることはいかにもその場の調子ですするするとうまく答弁を回避し、逃げられるくらいが非常に強い。そうではなくて、一つやろうと思われればよい。できることをなげやろうという決意になつていただけないのか。こうして年々歳々全国で平均五年間の統計をとつてみましても、毎年大体七百名の労働者が死んでおるのです。ところがその中の二割は大体ガスの爆発、燃焼、あるいはガス中毒等で倒れておる。こういう状態を考えたら、この労働者の貴重な生命が奪われつつある現実を直視していただくならば、もっと親心を示すなり、もっと積極的な労働者保護の立場に立たれ、労働大臣の立場から積極的に通商産業大臣に勧告ができないということとは言えないと思ひのです。それをなさるのかならないのか、それさえもこの前の約束と違つて今日なをなされていない、こういうことはあまりにも死んでいく労働者の生命を一塊の石ころのごとく考へておいでになるのではないかといふことを疑わざるを得ぬ。その点ほんとりに信念のある対策なり考へ方を解明していただかなければ私は納得がいかなし、また私がこのことを炭鉱労働者に伝えるなれば、そのことがまた大きくはね返りになつて労働行政に対する不信の念にもなりましよう。ですからそこら辺をもっと責任のある立場から解明していただきたい。

そういうことのためにこういう措置をとらうということになって参りますれば、それは労働者の皆さんが喜びますし、われわれも協力してそういう方向に推進ができる。そこで一つもつと責任のある立場で説明をはっきりしていただかなければ納得がいかなぬわけです。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほど基準局長から申し上げましたように、この前の議会でお尋ねになりましたあと手をこまぬいて見ておつたわけではないので、通産当局ともいろいろのちから先ほどお話のように話をしておるわけではありますが、今具体的なお話がございましたが、そういうことは通産当局でもおそくそういう知識は持つておるのだろうと思いますが、なお今日実行されておらないことについてはどういふ事情があるか、そういうたような点について私どもの方からさらに通産省と十分打ち合せて、できるだけの措置をとっていききたいところいうわけでございますが、私がここで申し上げることが逃げるようなことだという御意見でありますけれども、労働大臣がどこかへ行つてしまふわけではありませんから、何べんでも同じことを言われるわけで、私の方としてもよく保安関係の方と、通産当局の方と話をして万全の策を講じていくように努力をいたしたいと存じます。

○山本経勝君 今の逃げるという言葉は極端かもしれませんが、しかし責任のおありであるということは十分承知なさつていふと思う。そうしますと、その責任のゆえにどうしなければならぬかというお考え方があらうと思うのです。今のような手続的な事務的な問

題ではないわけです。それで先ほど申し上げたように私どもも考えておるとは事實上に申し上げると、ガス抜きはできる、しかもガス抜きは有効にできるといふことはすでに試験済みなんです。そうするとそのために費用がかかる、ところが申し上げたように、問題は技術的な問題は通産省がやります。それはもうこつちで考えなくてもやる。ガス抜きをやれ、ところがそのガス抜きに必要な方法が予算の問題にかつてくる。ところが融資はするけれども、これはいわゆるやり切りの金だということになりますと、その施設をしようとしても、したことによってコストが上つて採算がとれぬという事態が起るから、中小炭鉱等の場合にはやり切れない。この救済なんかの場合には実際に顯著な該当の例です。日炭ではガス抜きをやっておる、そうすると従来あつた流通ガスがなんぼでありますか、三〇あるいは二・五〇あるものが、〇・二に下つておる、その顯著な事象がある。そうすれば爆発せい、ガス中毒せいといつてもできぬです。そのガス抜きの実際的な方法が具体的に Rowe されておる今日、これに対する適當な補助を与えるなりする以外に、中小炭鉱をガスの災害から守るということにはなつてこないと考えるのです。ですから大臣としてガス抜きをすること、ガス抜きに必要な補助等予算措置を含めて考慮をせよ、こういう要請は私は労働者がかわいがるなればできると思う。そのことが閣議に持ち込まれたらあるいは通産省との話し合いでどの程度できるかということ、私は別問題として十分理解ができる。こうしたらできるのだということが目に見えて

おつて、そのことを勧告しようとなさるゝぬことに私は疑義を持つておる。鉱山保安法の五十四条に御承知の通りくどいようですが、労働大臣の勧告権を認めておる。その勧告権はいわゆる生産一本やりの保安が考えられて、資源や施設の保安のみに重点が置かれ過ぎるものといふことから、あの法律ができる当時に議論になつて労働大臣の勧告権といふものが認められてきた。労働者の生命と身体を安全に守るという建前の趣旨であつたと私は聞いておる。だとするならば、少くともこの問題は勧告の内容を盛り込んだ筋の通つた勧告の方法を講ずべきである。そのことができないことはない、今から研究します、調査します、あるいは協議をしますといふような事態ではない、もはや専門家が技術的に研究をして、これならば確実にガスによる災害はほとんど絶滅し得る見通しが立つておる。そのことが財政的の面から困難であるのであるから、そうすればそのことに對して通産省に勧告をするともに、通産省と協力されて閣内でそうした措置が当然講ぜられるのが責任者の立場にあるものの態度ではないか、私はこれはきめつける意味じゃなくして要望をしたい。そういうお考えがあるのかないのか、そういうことをやるという決意があるのかどうか、それを私は伺いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 炭坑災害を防ぎたいといふことはもちろんだれも考へておることでございますけれども、鉱山保安は御承知のように通産省の所管でございますから、私の方から十分ただいまのような御意見を參考にして相談をいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 炭坑災害を防ぎたいということとはもちろんだれも考えておることでございますけれども、鉱山保安は御承知のように通産省の所管でございますから、私の方から十分ただいまのような御意見を参考にして相談をいたします。

[illegible]

回に関する請願(第三七一号)

一、元満州開拓民等の処遇改善に関する請願(第三七三三号)

一、国立療養所の常勤労働者増員等に関する請願(第三八八号)

第二八六号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険等の保険給付費国庫負担に関する請願

請願者 千葉市県庁内医療社会保険関係団体代表者会

議内 湯浅泰仁

紹介議員 川口爲之助君

健康保険及び国民健康保険の給付額は逐年増加の一途をたどり、健康保険経済は政府管掌、組合管掌ともに極度の窮迫状態にあり、制度としてはまさに崩壊の危機にひんしており、又国民健康保険も本年度に計上された補助助成の予算では到底その維持は困難であり、その普及においては思いもよらないところであるから、健康保険及び国民健康保険給付費の二割をすくなくとも国庫負担とせられたいとの請願。

第二九四号 昭和三十一年一月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県小野市南青野国立療養所 立青野原療養所内 福田利明外一名

紹介議員 河合 義一君

国立療養所における附添看護制度を廃止する厚生省の計画は、衆、参両院の決議を無視して実施されようとしており、全国の国立療養所、病院に入院加療中の患者は看護力の低下をおそれ、附添婦は失業の不安に動揺し、看護婦

及び医療従事者は労働強化に多大の不安を感じているから、療養所病院の設備を改善し看護婦定員を増大し、看護体制が完備されるまでは附添看護制度を存続させるための予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二九五号 昭和三十一年一月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市住吉区帝塚山中五ノ三 松島ナツ外一名

紹介議員 大和 與一君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二九六号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 大阪府貝塚市名越町千石庄内 和田多喜子

紹介議員 大和 與一君

政府は第二十四通常国会に健康保険法改正案を提出することであるが、この改正案は結核患者、医療施設従事者、附添看護婦及び、被保険者等多数の国民に直接、間接に被害を与え社会保障制度を後退させるものであるから、結核対策及び健康保険法が更に拡充強化されるための予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二九七号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 大阪府南区北桃谷町三五 楠原春枝外百十五名

紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二九八号 昭和三十一年一月三十日受理

社会保険予算に関する請願

請願者 群馬県議会議長 白石邦太郎

紹介議員 大和 與一君

昭和三十一年度における社会保険予算は、厚生省案がはなはだしく削減されている由であるが、これは国民生活に重大な影響を及ぼすものであるから、(一)国民の最低生活を保障する生活保護費の必要額を予算に計上すること、(二)保育所の増設と児童措置費の増額を図ると共に費用の徴収基準を緩和すること、(三)養護施設等の児童措置費の単価を実情に即するよう引き上げることを、(四)国民健康保険制度を義務的に設立するよう法律に改正すること、(五)政府管掌健康保険の医療費の一部国庫負担を実施すること等を実現せられたいとの請願。

第三〇一号 昭和三十一年一月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府貝塚市橋本国立療養所内 中西信男外一名

紹介議員 左藤 義彦君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三〇二号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 大阪市住吉区浜口中二

ノ一五日本患者同盟高砂分会内 岡持静枝

紹介議員 左藤 義彦君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇三号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願(二通)

請願者 岡山県都窪郡早島町四、〇六国立岡山療養所内 石井敏彦外八百六十二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇四号 昭和三十一年一月三十日受理

元大阪市立結核療養所復元に関する請願

請願者 大阪府会議員 松尾順一郎

紹介議員 左藤 義彦君

国立結核療養所刀根病院及び貝塚千石荘は、本市が近代都市における結核対策の重要性に鑑み、全国に先がけ、大正六年及び昭和十五年にはく大な市費を投じて建設した施設であるが、戦時中、国民医療法の制定により強制的に日本医療団に出資を命ぜられ、更に戦後両療養所の本市復元の強い要望にもかかわらず昭和二十五年国営に移管され現在に至っているもので、移管当時の交換文書による期限である昭和三十三年三月末を経過しても返還されないことは、交換文書に反し、国みずからその信頼性を失墜するものであるから、すみやかに両結核療養所の本市復

元措置を講ぜられたいとの請願。

第三一〇号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 大阪府泉南郡御所町深日泉州病院内 井下真史 津

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三一一号 昭和三十一年一月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(三通)

請願者 大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内 矢内良平外二名

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三一二号 昭和三十一年一月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山県東牟婁郡那智町勝浦 山口泰男外二名

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三一三号 昭和三十一年一月三十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 大阪府住吉区浜口中二ノ一五高砂病院内 永田寛

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三一四号 昭和三十一年一月三十一日受理

けい肺問題に関する請願

請願者 東京都港区芝三田功運町二一全日本金属鉱山労働組合連合会内 能見修

紹介議員 阿具根 登君 山本 経勝君 吉田 法晴君

けい肺病については、第二十二国会で特別保護法が制定されたのであるが、この法律は、けい肺病撲滅に必要な予防、診断、治療、補償等対策措置の万全を期するためにはまだ程遠い実体にあるから、(一)法第十條所定の転換給付については、すみやかにその増額措置を講ずること、(二)法第三十八條所定の就労施設設置のためその予算措置を講ずること、(三)法と関連し、労働基準法第十二條所定の平均賃金について、そのスライド制の実施措置を講ずること、等の事項をすみやかに実現せられたいとの請願。

第三一八号 昭和三十一年一月三十一日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町国立療養所看護婦内 日

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三〇号 昭和三十一年二月一日受理

社会福祉事務所設置市の生活保護法による負担金を全額国庫負担とするの請願

請願者 岐阜市議会議長 早川 光治郎

紹介議員 古池 信三君

生活保護法による市町村の負担は、社会福祉事務所設置市に限って二割となつてゐるが、現在設置市は人件費、事務費など国の基準より多く負担しており、かつ租税は市町村同率である上、市は国費及び県費を負担しており、また産業の不振、国の施策の不十分などにより市部においては特に生活保護者が多く、ために市民は多額の負担をしてゐることなどに鑑み、誠に不公平であると思はれるから、すみやかに同法を改正して全額国の負担とされたいとの請願。

第三五〇号 昭和三十一年二月一日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡内野町国立内野療養所内 二宮新一外六百八十四名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三五一号 昭和三十一年二月一日受理

健康保険法改正反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区東田町一ノ六医師会館内 熊谷巳三郎

紹介議員 重盛 壽治君

社会保障の一環として最も重要な使命を果してきた健康保険が、昭和二十九年、財政上の破たんを見るにいたり、政府は健康保険法を改正し、標準報酬の引き上げと患者に大幅の一部負担金を課すことによつて解決を図らうとしてゐるが、健康保険は、私保険の如く任意契約でなく国が法律をもつて事業主及び被用者に加入を強制してあり、また、中産階級以下の人々の医療を保障することを立前としてゐるものであり、健康保険医療給付の一部国庫負担は医療保障の前進のためにも当然であるから、健康保険法の改正には反対であるとともに、医療保障を拡充強化するために、(一)医療保障制度の確立、(二)健康保険医療給付費の二割国庫負担、(三)結核予防法公費負担の明確化等の実現を図られたいとの請願。

第三五二号 昭和三十一年二月一日受理

療養所得権存続に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区内幸町一ノ二第二大蔵ビル一階一〇号全国療養協同組合理事長 宇都宮 義真外二名

紹介議員 藤原 道子君

法律第六十一号により療養は、昭和三十三年限り禁止されることになつてゐるが、これはわが国の保健衛生に寄与してきた既存の事実をまつ殺し、理由なく既得権を奪うものであり承服できなから、第二十二特別国会における附帯決議を実現して手技、電気、光線、温熱、刺戟、療養が、それぞれ従来の名称により業務のできるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第三五三号 昭和三十一年二月一日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 京都府久世郡城陽町国立立京都療養所内 吉原 すが

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三五四号 昭和三十一年二月一日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区根津西須賀町一七全国看護労働組合内 堀江ハル外一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三五八号 昭和三十一年二月二日受理

療養所得権存続に関する請願

請願者 鳥取市吉方一区五一七鳥取県療養所内 馬場建吉

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

第三六七号 昭和三十一年二月三日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山市福町一四 東本みゆき外二名

紹介議員 森田 義衛君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

請願者 東京都新宿区百人町三ノ二六三全駐留軍労働組合内 市川誠外一名

紹介議員 山本 経勝君 吉田 法晴君 阿具根 登君

福岡県板付米極東空軍基地においてひき起された日米労働基本契約に基づく附属協定第六十九号にのぞいた米軍の正常な組合活動に対する不当弾圧による政府雇用労働者の集団出動停止ならびに軍直接雇用労働者の即時解雇に對しその即時撤回について善処せられるとともに、今後組合活動に対する米軍および報復機関の一さいの調査を即時禁止し、組合活動に対する軍側の支配介入ならびに不当弾圧を排除せられたいとの請願。

第三七三三号 昭和三十一年二月三日受理

元満州開拓民等の処遇改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸県庁世話課内岩手県海外残留同胞引揚促進同盟内 千田正

紹介議員 鶴見 祐輔君

元満州開拓民並びに青少年義勇隊員については、送出時の特殊事情及びその任務の国家的要請に鑑み軍属として取り扱われるとともに特別の国家補償措置を講じ、かつ遺留の在外資産に対する補償を実現せられたいとの請願。

第三七四号 昭和三十一年二月三日受理

日本住血吸虫予防撲滅対策に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市長 海口 守三外四千五百十二名

紹介議員 松岡 平市君
日本住血吸虫病の撲滅対策は、現在
国、県、地元の各三分の一負担をもつ
て実施されているが、過去四年間の用
水路のコンクリート化実績は、一箇年
平均わずかに三キロメートルに過ぎ
ず、この状態では、コンクリート化を
必要とする百六十五キロメートルを実
施するにはなお五十年に及ぶ長年月を
要し、その間関係住民の受ける有形無
形の犠牲は、はかり知れないものがあ
るから、人命尊重、児童福祉並びに美
田造成の三観点からすみやかに単独立
法を制定して全額国費によつて一貫対
策を樹てられ、この風土病の撲滅を実
施せられたいとの請願。

第三八六号 昭和三十一年二月四日
受理

健康保険法改正反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田多
町二ノ一 社団法人東
京都歯科医師会長 松
尾保

紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じ
である。

第三八七号 昭和三十一年二月四日
受理

健康保険法改正反対等に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡北吉井村
国立愛媛療養所内 林
フジエ
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第三五一号と同じ
である。

第三八八号 昭和三十一年二月四日
受理
国立療養所の常勤労働者増員等に関す
る請願

昭和三十一年二月十八日印刷

請願者 愛媛県温泉郡北吉井村
国立愛媛療養所内 林
フジエ
紹介議員 湯山 勇君
国立療養所の付添看護制度廃止に伴
い、付添看護はその職を失う結果となる
が、新看護制度実施による看護補助者で
ある常勤労働者の採用に当つては、採
用者数の増員を図り優先的に現在の付
添看護を採用せられると共に、一部付添
制度の保持並びに常勤労働者給与の引
き上げ等を実現せられたいとの請願。
二月十三日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、未帰還者留守家族等援護法の一
部を改正する法律案
未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律案
未帰還者留守家族等援護法の一
部を改正する法律
未帰還者留守家族等援護法（昭和
二十八年法律第六十一号）の一部
を次のように改正する。
第十三条中「三年」を「六年」に
改める。
附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

第五号正誤

頁	段	行	誤	正
九	四	二〇	導ねて	たずねて
二	五	一	お導ね	お尋ね
二	三	終り		
二	四	三	盛って	持つて
二	四	八		

第六号正誤

頁	段	行	誤	正
七	四	終りから 一五	$S=M+N+(1+a)gt$	$S=M+N+(1+a)gt$

昭和三十一年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局